

政令第八十六号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百二号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の表に次のように加える。

区域	平成二十七年三月三十一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の 七年
----	--

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。